東播磨・北播磨・淡路地域

1. 地域における救急医療等の特徴と課題

(1) 人口と面積

東播磨地域は、3市2町からなり、臨海部中央に位置し、 南が瀬戸内海、東は神戸市、西は姫路市、北は三木市、小 野市、加西市の各市に接している。管内東部には子午線が 通り、中央部には県下最大の河川「加古川」が流れ、流域 には播州平野が広がっている。南部は播磨臨海工業地帯の 中央にあり、製造業が盛んである。

北播磨地域は、5市1町からなり兵庫県のほぼ中央に位置 し面積は約896 km²、県土の約10.7%を占めている。当地域は 中国自動車道や山陽自動車道により、関西と山陽・山陰地域 を結ぶ陸上交通の要衝を形成しており、大阪へは90分程度



と非常に便利な地域である。耕地面積は県下の約20%を占めており、農林業産出額の約半分を水稲が占める県下有数の水田農業地域である。また、県立公園やゴルフ場などレクリエーション施設が充実された地域である。

淡路地域は3市からなり、兵庫県の南に位置し瀬戸内海最大の島である。東は大阪湾・紀淡海峡を隔てて大阪府・和歌山県に、西は鳴門大橋で徳島県に、北は明石海峡大橋で神戸市に隣接している。

地域	消防本部名	人口(人)	面積(km2)	管轄市町
東	明石市消防局	299,265	49.42	明石市
播	加古川市消防本部	326,186	182.53	加古川市·稲美町·播磨町
磨	高砂市消防本部	88,112	34.38	高砂市
北播	北はりま消防本部	142,552	626.16	西脇市·加西市 加東市·多可町
磨	三木市消防本部	75,072	176.51	三木市
МП	小野市消防本部	47,763	92.94	小野市
淡 路	淡路広域消防事務組合消防本部	127,773	595.71	淡路市・洲本市 南あわじ市

(令和元年12月1日現在)

(2) 救急医療体制

東播磨圏域の明石市では 1 次救急は明石市立夜間休日応急診療所で内科、小児科に対応している。眼科、耳鼻科は東播臨海地域(加古川市・加古郡・高砂市含む)で在宅当番医制を敷いている。(令和 2 年 11 月現在) 2 次救急は 12 病院による病院群輪番制を敷いている。また、各疾患別受入協力病院として循環器領域、脳外科領域、消化器領域、整形外科領域、泌尿器科領域への対応を整備している。加古川市・加古郡、高砂市では 1 次救急(内科・小児科)は加古川夜間急病センター、休祝日は在宅当番医制度により開業医が対応している。眼科は、姫路休日夜間急病センターと協力し診療体制を確保している。耳鼻科は、東播臨海地域(明石市を含む)で在宅当番医制を敷いている。 2 次救急は 12 病院による病院群輪番制を敷いている。

北播磨圏域の西脇市・多可郡では、1次救急は西脇多可休日急患センター、三木市、小野市、 加西市、加東市は在宅当番医制を敷いている。2次救急は10病院(令和2年7月現在)による病 院群輪番制を敷いているが、小児救急や周産期救急等については、時間帯によって他地域に頼らざ るを得ない状況である。3次救急は播磨東圏域の県立加古川医療センターが北播磨圏域の重症患者 の対応を担っており、また、広大な当圏域で発生した重篤患者に対して、早期医療介入や搬送時間 短縮で救命率の向上や後遺症を軽減させるため、兵庫県ドクターヘリや消防防災ヘリ、ドクターカ ーと連携した活動を行っている。

淡路圏域では、1次救急について、平日夜間は洲本市応急診療所及び南あわじ市の当番病院が、 日曜、祝日は各市の(休日)応急診療所が対応している。2次救急は県立淡路医療センターを含め た救急告知病院(7病院)が対応している。3次救急は県立淡路医療センターが地域救急医療セン ターに指定されており対応している。また、小児救急体制は1次救急については各市が連携して圏 域内で一元的に運営されており、夜間は在宅当番制で、休日は「日曜・祝日小児救急外来」が対応 している。2次及び3次の小児救急は県立淡路医療センターが対応している。

救急医療体制地区別整備状況(全県版より)

2次保健	1次救急(軽症)			2次救急(重症)		3次救急(重篤)	
医療圏域	地区名	休日夜間 急患センター	在宅 当番医制	地域名	病院群 輪番制	圏域名	救命救急 センター等
	明石市	0	0	明石	0		
東播磨	加古川市·加古郡	0	0	東播磨	0		
	高砂市	•	0	米油岩	9	播磨東	県立加古川 医療セン ター
	西脇市·多可郡	0			©		
北播磨	三木市		0	北播磨			
1山田府	小野市·加東市		0	1山田府			
	加西市		0				
	洲本市	0					月去冰吸匠
淡路	淡路市	0		淡路	0	淡路	県立淡路医療センター
	南あわじ市	0					原センター

[◎]は、毎休日・毎夜間に救急体制を実施 ○は、毎休日に救急体制を実施

(令和元年7月1日現在)

(3) 救急搬送の状況

救急出動件数は地域全体でみると緩やかな増加傾向であるが、東播磨圏域では増加が著しい。搬 送傷病者の約6割は65歳以上の高齢者が占めており、内因性疾患による救急要請が多い。

搬送事案に対する医療機関の収容交渉に4回以上要した割合は、東播磨圏域で2.0%、北播磨地 域で1.8%、淡路地域で7.2%である。収容交渉4回以上の搬送困難事案として吐下血、耳鼻科、 眼科、口腔外科、泌尿器科領域の傷病、指趾切断、骨折などの外傷がある。

救急出動件数が増加傾向にある中、救急医療を取り巻く環境は年々変化しており、傷病者の搬送 を円滑に行うために、ICT(情報通信技術)による救急搬送支援システム等の導入について、将来 的に検討する必要がある。

出動件数・搬送人員・現場滞在時間等

<u> </u>	田幼 妖 妖 大 大 大 大 大 大 大 大						
圏域	消防本部名	出動件数(件)	搬送人員(人)	現場滞在時間の 平均時間(分)	病院収容までの 平均時間(分)※		
	明石市消防局	16,299	14,080	18.3(0-146)	36.7(4-214)		
東播磨	加古川市消防本部	17,122	16,120	14.1(1-201)	31.9(8-276)		
	高砂市消防本部	4,246	3,847	15.7(2-107)	31.7(4-214)		
	北はりま消防本部	6,832	6,499	17.9(1-116)	42.6(9-272)		
北播磨	三木市消防本部	4,038	3,770	17.0(1-114)	39.2(13-153)		
	小野市消防本部	2,310	2,177	18.5(3-133)	37.0(12-152)		
淡路	淡路広域消防事務組合消防本部	6,534	6,080	13.1(0-102)	42.2(11-146)		

(令和元年中)

※覚知から病院収容までの平均時間

医療機関	関照会回数・現場滞在時間										
圏域	消防本部名				照会回数	划割合				現場滞	在時間
固以	何 的本部名	1	回	2	回	3	回	4回	以上	30分	以上
	明石市消防局	11,473	81.5%	1,615	11.5%	574	4.1%	418	3.0%	1,508	10.7%
東播磨	加古川市消防本部	14,375	89.2%	1,199	7.4%	250	1.6%	296	1.8%	655	4.1%
	高砂市消防本部	3,334	86.7%	370	9.6%	97	2.5%	46	1.2%	165	4.2%
	北はりま消防本部	5,632	86.7%	620	9.5%	172	2.6%	75	1.2%	466	7.2%
北播磨	三木市消防本部	3, 193	84.7%	383	10.2%	124	3.3%	70	1.9%	229	6.1%
	小野市消防本部	1,873	86.0%	190	8.7%	61	2.8%	53	2.4%	168	7.7%
淡路	淡路広域消防事務組合消防本部	4,668	76.8%	643	10.6%	331	5.4%	438	7.2%	220	3.6%
	合計/割合	44,548	84.7%	5,020	9.5%	1,609	3.1%	1,396	2.7%	3,411	6.2%

(令和元年中)

(4) 救急医療に係る指標

(平成30年4月兵庫県保健医療計画の指標名を参考)

指標名	年度	MC地域	兵庫県	全国
救急要請(覚知)から救急医療機関への搬送ま	H29	37.8分	36.6分	39.3分
でに要した平均時間	11 2 3	37. 07	30.07	39.37
受け入れ困難事例の割合(医療機関照会回数 4	H29	2. 5%	2.8%	2. 2%
回以上の割合[重症以上傷病者])	пия	2. 5 %	2.0%	2. 270
受け入れ困難事例の割合 (現場滞在時間 30 分以	H29	4.5%	5. 5%	5.0%
上の割合[重症以上])	пия	4. 5 %	o. o%	5.0%
心肺機能停止傷病者(心肺停止患者)の1か月	H29	9.3%	8.9%	8. 7%
後の社会復帰率	11 2 9	9. 570	0.9%	0. 7 70

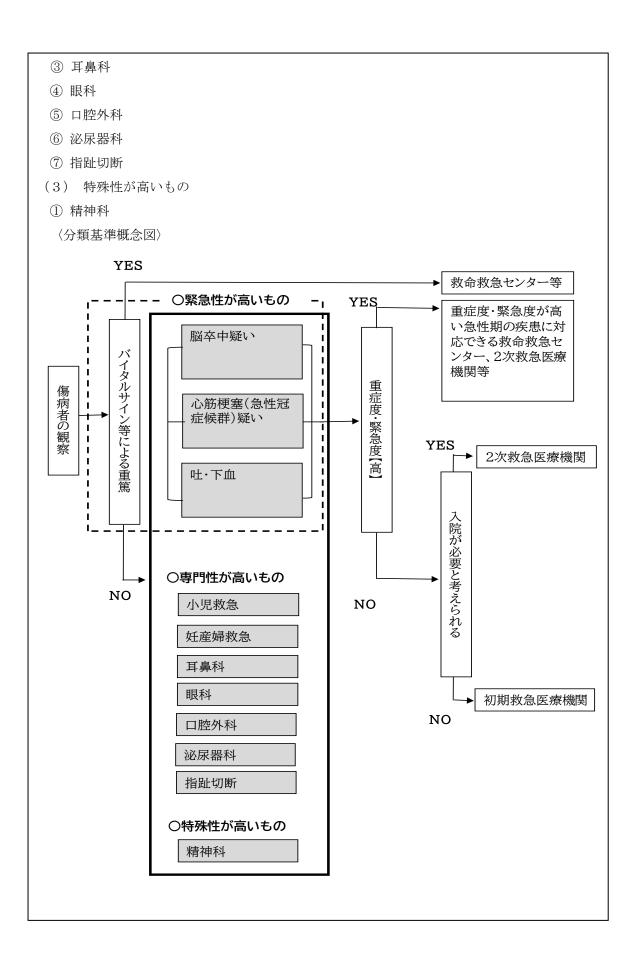
2. 地域における独自の実施基準

○第1号(分類基準)

傷病者の心身などの状況に応じた、適切な医療の提供が行われることを確保するために、医療機関を分類する基準。

全県版に地域性を加えた分類基準は以下のとおりとする。

- (1) 緊急性が高いもの(症状、病態等によっては緊急度が「高」となるもの)
- ① バイタルサイン等による重篤
- ② 脳卒中疑い
- ③ 心筋梗塞(急性冠症候群)疑い
- ④ 吐・下血
- (2) 専門性が高いもの
- ① 小児救急
- ② 妊産婦救急



○第2号(医療機関リスト)

分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称。 医療機関リストは、地域内2次医療機関等を対象としたアンケート調査結果(令和2年9月 実施) にもとづく。

【緊急性が高いもの】

① バイタルサイン等による重篤(心肺停止等)対応医療機関

圏域名	市町名	医療機関名	備考※
		明石医療センター	0
		明石市立市民病院	0
	明石市	石井病院	Δ
		あさひ病院	Δ
東播磨		明石回生病院	Δ
果		加古川中央市民病院	©
	加古川市	県立加古川医療センター	0
	\m \(\frac{1}{1} \rm \)	順心病院	0
		松本病院	Δ
	加古郡播磨町	はりま病院	Δ
	高砂市	高砂市民病院	©
	西脇市	西脇市立西脇病院	©
	四版巾	大山記念病院	0
北播磨	加西市	市立加西病院	0
1.11111222	多可町	多可赤十字病院	Δ
	.I. mz ±	北播磨総合医療センター	0
	小野市	栄宏会小野病院	0
	洲本市	県立淡路医療センター	©
	ÿk □⁄⁄r 	聖隷淡路病院	©
淡路	淡路市	東浦平成病院	©
	声をかいさ	中林病院	Δ
	南あわじ市	平成病院	©

^{※ ◎24} 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

② 脳卒中疑い対応医療機関 (全県版に準ずる)

圏域名	市町名	医療機関名	血栓溶解療法	脳卒中の外科的治
			(t-PA)	療の2時間以内の
				開始が可能
	明石市	大西脳神経外科病院	0	0
東播磨	97/17 111	明石市立市民病院	0	0
米僧居	加古川市	順心病院	©	0
		県立加古川医療センター	0	0
小極麻	小野市	北播磨総合医療センター	0	0
北播磨	西脇市	西脇市立西脇病院	0	0
<i>₩</i> ロ⁄코	洲本市	洲本伊月病院	0	0
淡路		県立淡路医療センター	0	0

③ 心筋梗塞(急性冠症候群)疑い対応医療機関 (全県版に準ずる)

圏域名	市町名	医療機関名	備考
	明石市	明石医療センター	
東播磨	97/17 11	明石市立市民病院	
	加古川市	加古川中央市民病院	
	小野市	北播磨総合医療センター	県保健医療計画 5 疾病に関し計画に記
北播磨			載する病院名一覧 (2020.3 更新) より
11111121111111111111111111111111111111	西脇市	大山記念病院	
	加西市	市立加西病院	
淡路	洲本市	県立淡路医療センター	

④ 吐·下血対応医療機関

圏域	市町名	医療機関名	備考※
名			
東播磨	明石市	明石医療センター	©
		明石市立市民病院	0
		石井病院	Δ
		ふくやま病院	Δ
		あさひ病院	Δ
		野木病院	Δ
		明石回生病院	Δ

^{※◎24} 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

			加古川中央市民病院	0
			加百川中关市民納院	U
		加古川市	県立加古川医療センター	0
古	播磨	개 다 기미	順心病院	Δ
米1	1111日		はりま病院	Δ
			松本病院	Δ
		高砂市	高砂西部病院	0
		亚 班士	西脇市立西脇病院	©
		西脇市	大山記念病院	0
		加西市	市立加西病院	0
北	播磨	加東市	加東市民病院	Δ
		三木市	ときわ病院	0
		I mz 🕁	北播磨総合医療センター	0
		小野市	栄宏会小野病院	Δ
		₩ + ±	県立淡路医療センター	©
		洲本市	洲本伊月病院	Δ
淡	淡路	淡路市	聖隷淡路病院	0
		伙蹈川	東浦平成病院	Δ
		南あわじ市	中林病院	Δ

※ ②24 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

【専門性が高いもの】

① 小児救急対応医療機関 (全県版に準ずる)

圏域名	市町名	医療機関名	備考
東播磨 加古川市	±n+111±	加古川中央市民病院	小児地域医療センター(2次)
	加百川巾	県立加古川医療センター	(救命救急センター)
北播磨	小野市	北播磨総合医療センター	小児地域医療センター(2次)
淡路	洲本市	県立淡路医療センター	小児地域医療センター(2 次)

② 妊産婦救急対応医療機関 (全県版に準ずる)

圏域名	市町名	医療機関名	備考
東播磨	加古川市	加古川中央市民病院	地域周産期母子医療センター
米猫岩	明石市	明石医療センター	地域周産期母子医療センター
淡路	洲本市	県立淡路医療センター	地域周産期母子医療センター

③ 耳鼻科対応医療機関

圏域名	市町名	医療機関名	備考※
	明石市	明石市立市民病院	Δ
市極麻	tn+111±	加古川中央市民病院	Δ
東播磨	加古川市	順心病院	Δ
	加古郡稲美町	稲美中央病院	Δ
北播磨	加西市	市立加西病院	Δ
	洲本市	県立淡路医療センター	0
淡路	淡路市	東浦平成病院	Δ
	南あわじ市	中林病院	Δ

※ ◎24 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

④ 眼科対応医療機関

圏域名	市町名	医療機関名	備考※
	明石市	明石市立市民病院	Δ
	₩74 III	あさぎり病院	Δ
	hn+111±	加古川中央市民病院	Δ
東播磨	加古川市	県立加古川医療センター	Δ
	加古郡稲美町	稲美中央病院	Δ
	高砂市	高砂市民病院	Δ
	同491 1	高砂西部病院	Δ
	西脇市	西脇市立西脇病院	Δ
	西脇市	大山記念病院	Δ
北播磨	加西市	市立加西病院	Δ
	多可町	多可赤十字病院	Δ
	小野市	北播磨総合医療センター	Δ
淡路	淡路市	東浦平成病院	Δ
伙岭	南あわじ市	平成病院	Δ

※ ◎24 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

⑤ 口腔外科対応医療機関

圏域名	市町名	医療機関名	備考※
東播磨	加古川市	加古川中央市民病院	©
	西脇市	西脇市立西脇病院	Δ
北播磨	三木市	ときわ病院	Δ
	小野市	北播磨総合医療センター	0
沙尺日夕	洲本市	県立淡路医療センター	0
淡路	淡路市	順心淡路病院	Δ

※ ◎24 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

⑥ 泌尿器科対応医療機関

圏域名	市町名	医療機関名	備考※				
		明石市立市民病院	Δ				
	四大士	あさひ病院	Δ				
	明石市	明石回生病院	Δ				
東播磨		志田クリニック	0				
	加古川市	加古川中央市民病院	Δ				
	加百川田	県立加古川医療センター	0				
	高砂市	高砂市民病院	Δ				
	西脇市	大山記念病院	Δ				
	加西市	市立加西病院	Δ				
	加東市	加東市民病院	Δ				
北播磨	多可町	多可赤十字病院	Δ				
	三木市	服部病院	△ (毎週月曜日)				
	1. 服士	北播磨総合医療センター	Δ				
	小野市	栄宏会小野病院	△(土曜日のみ)				
	洲本市	県立淡路医療センター	0				
까서 미선	淡路市	高山クリニック	Δ				
淡路	南あわじ市	中林病院	Δ				
	南あわじ市	平成病院	Δ				

※ ◎24 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

⑦ 指趾切断対応医療機関

圏域名	市町名	医療機関名	備考※
	明石市	明石市立市民病院	0
		加古川中央市民病院	Δ
市極麻	加古川市	県立加古川医療センター	0
東播磨		順心病院	Δ
		中谷整形外科病院	©
	高砂市	高砂市民病院	Δ
	西脇市	大山記念病院	0
北播磨	三木市	ときわ病院	Δ
	小野市	北播磨総合医療センター	Δ
淡路	洲本市	県立淡路医療センター	0
(火)站	淡路市	聖隷淡路病院	0

※ ◎24 時間可(当直) ○24 時間可(オンコール含む) △診療時間のみ

【特殊性が高いもの】

① 精神科救急対応医療機関 (全県版に準ずる)

圏域名	市町名	医療機関名	備考				
淡路	洲本市	県立淡路医療センター	協力病院				

○第3号(観察基準)

消防機関が傷病者の状況を確認するための基準。

- (1) 傷病者の症状、病態等の観察は、地域MC協議会救急救命処置プロトコールに記載されてい る項目に基づき実施する。
- (2) 傷病者の観察は、観察基準に定められているものだけ行えばいいというものではなく、観察 基準に基づく観察のほか、傷病者の状況に関する総合的な観察が必要である。
- (3) 重症度、緊急度の判別は、「救急搬送における重症度・緊急度判断基準作成委員会報告書(平 成16年3月救急振興財団)を活用する。
- (4) 観察項目の確認は、地域MCで統一されている「救急観察カード」を用いて実施する。 (資料1)

出動年月日	年	В	日 出動	釆早				急隊名					○市消費		
時間経過	·		□交通 □		由二尺字				1 294 (SC	二年新				Jih ()
発生 :	争以强加		□発生場所		#2419/6		χ Ц.	N 夹肚 L	171 9	二座動		- U H	(Tel)	TE (,
光生 受付 :	_												(職業)		
ヌロ・ 現着 :	傷病者	フリカ゛ナ				Ħ		1							
妾触 :	1997/F17E1	(氏名)				男女	T S H R		年	月	目(歳)	(同乗者)		
又容 :	œ	(キーハ°	-ソン) 関係				氏名	<u></u>			***************************************		Tel		••••••
見発 :	7% /4- 1 18 ∃C														
 病着 :	発生場所														
引揚 :	事故概要/														
帰署 :	現病歴														
救急隊到着時の	□正常 □□ 挂状 :□正常 □ 正常 立位 □仰臥 正常 □有 (□ 無 □ 有 □ 列 □無 □ 有 □ 列 □無 □ 有 ○ □	触い □	たい □温/2 (量:□多 D(位 (左・右) □チアノー □チアノー 田(位) □ (五) 日(1) 日	□遅い □少 世) □腹膜 が □ 度 が □ 度 が □ の が □ の は □ の と ○ の と □ の と ○ o と ○ o と	脈拍角 蒼白部位 以位 □ □ □ □ □ □ ⑤ (性知部 □湿潤 立 □座位 発汗[部 □土血[ば位: □ □ □ □ □ □ 平 函 □ □ 平 函 □ □ 下 函 □ □ 下 函 □ □ 無 し	□末梢動 整位 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	表情: 本華: 1 □性: 1 □ 世: 1 □ □ 世: 1 □	預動脈) □ □	訴等□□ □ 古(性 □ ★ : □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	脱胸そ母状無出)中、頭の扇(他興 ┃ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	奮 □無表 有(大・小) □鼻出血 □ 四肢変形 [5 止血	□頭痛 注暈(性) 情 □泣く) □不明]その他	口未 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
傷評価 骨背面: 上·下肢: 麻痺: 観察		現場情報	^ルメット装着 シートベルト装着 エアーバック作動 フロントガラス割。 その他:	f :□無 h :□無	: □有 : □有	中評価	□突然	の視野	に限局 上	した顔	面・ 脱力・原	7		上肢異常□正常□ 標音障割□正常□ 時	異常
所見・経過等	,			,							,				
場所·時刻 JCS GCS 明吸 SpO ₂ 脈拍 血圧 ECG 瞳孔	点(E 回: %(回 /	Ⅱ- V 正·異常 02 (整・不	常() Q: %) 整)(強・弱) 言差 無・有)) M		E	V 0	M E	V 0	M %	血料 血料	処 曹測定:□郭 曹値(宦時刻(曹値(它時刻(mg/	/d1)) /d1))
体温 アレルキ*ー: ADL:□	□無 □有 完全自立 [□手帳あり	℃ ((内容	熱感・冷感))	最	識消失多事	長: □ 事時刻	(·····································	°C				
医療	F機関名		初	診時所見	・傷病	5名				病程度			初診	医師名	
								1	□軽症						

○4号(選定基準)

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準。

(1) 医療機関選定の基本的な考え方

救急隊による搬送医療機関の選定は、傷病者の症状、病態等に応じた直近の医療機関を選 定することを基本とし圏域内、他圏域、県外の順に医療機関を選定する。

(2) 救急隊判断による救急搬送

救急隊の判断により、圏域外へ直接搬送したほうが、早期に傷病者の症状、病態に応じた 対応が可能であると救急隊が判断した場合には、当該医療機関へ直接搬送することができる。 また、かかりつけ医療機関など傷病者等の希望に応じた選定を行う場合もある。

(3) 夜間、休日について 夜間、休日などは地域の輪番制や当番制の医療機関の選定を考慮する。

(4) その他

兵庫県広域災害・救急医療情報システムの活用し選定する。

○5号(伝達基準)

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し、傷病者の状況を伝達するための基準。

全県版に準拠

○6号(医療機関受入れ確保基準)

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準、その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に関する事項。

全県版に準拠

○7号(その他の基準)

傷病者の搬送及び受入れの実施に関するその他の事項。

(1) 搬送手段の選択に関する基準

全県版に準拠するほか、地域独自の基準として以下のとおりとする。

<加古川中央市民病院ドクターカー>

実施主体 : 加古川中央市民病院

運用開始: 平成29年5月 運用形態: ワークステーションで実施

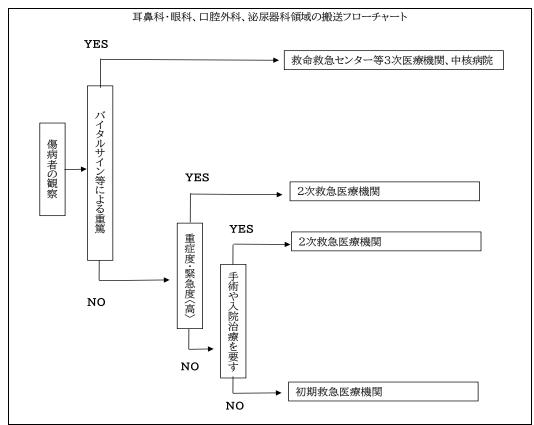
運用体制: 平日 8時30分~16時30分

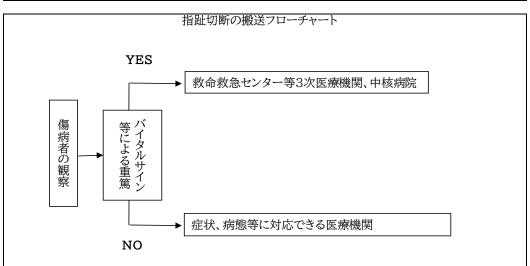
(2) 災害時における搬送及び受入れ実施基準

全県版に準拠

(3) その他

(ア) 耳鼻科、眼科、口腔外科、泌尿器科、指趾切断の搬送フローチャート





(イ) 地域独自のプロトコールは、令和2年4月1日「人生の最終段階にあり心肺蘇生を希望 しない意思を示したにもかかわらず救急要請した傷病者への対応」プロトコールを策定し た。